



2020 埋計発第 267 号

2021 年 2 月 19 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏 

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 51 条の 18 第 1 項の規定に基づき、2021 年 1 月 29 日付け 2020 埋計発第 251 号をもって申請しました、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定変更認可申請書を、別紙のとおり一部補正いたします。

1. 補正の内容

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定変更認可申請書の別添「廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表」を、添付に示すとおり変更する。

2. 補正の理由

附則の記載を適正化するため。

以 上

濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定変更認可申請書のうち
「別添」の補正

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (1/1)

現 行				変更後				変更理由
別表 13 の 2 放射線業務従事者の線量限度 (第 43 条関係)				別表 13 の 2 放射線業務従事者の線量限度 (第 43 条関係)				
実効線量限度	等価線量限度			実効線量限度	等価線量限度			
	眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面		眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面	
1. 100mSv/5年 ^{*1} 2. 50mSv/年 ^{*2} 3. 女子 ^{*3} : 上記1. 及び2. に定めるほか、5mSv/3月 ^{*4} 4. 妊娠中である女子: 上記1. 及び2. に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて1mSv	150mSv/年	500mSv/年	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2mSv	1. 100mSv/5年 ^{*1} 2. 50mSv/年 ^{*2} 3. 女子 ^{*3} : 上記1. 及び2. に定めるほか、5mSv/3月 ^{*4} 4. 妊娠中である女子: 上記1. 及び2. に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて1mSv	1. 100mSv/5年 ^{*1} 2. 50mSv/年 ^{*2}	500mSv/年 ^{*2}	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2mSv	・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正の反映
*1: 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間 *2: 4月1日を始期とする1年間 *3: 妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各課長に書面で申し出た者並びに表中4. に該当するものを除く。 *4: 4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間				*1: 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間 *2: 4月1日を始期とする1年間 *3: 妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各課長に書面で申し出た者並びに表中4. に該当するものを除く。 *4: 4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間				
				<u>附 則 (令和 年 月 日 原規規発第 _____ 号)</u> <u>1. この規定は、2021年4月1日から施行する。</u>				